**平成２４年（フ）第３８号**
岐阜市本荘町９番地２　ワンブリッジ103号室
債務者　山田　裕美
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第４５号**
岐阜県瑞穂市本田861番地１　ファヴォーレ202号
債務者　河瀬　佳子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第５７号**
岐阜市瑞雲町３丁目18番地２　コーポ大富101号室
債務者　加藤あゆみ（旧姓伊佐治）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第２４８号**
愛知県小牧市篠岡１丁目12番地２　県営篠岡第二住宅３棟201号
債務者　畠山　朋子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第６５号**
兵庫県姫路市四郷町坂元119番地１　市住１―107
債務者　久保田　勉
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第１６０号**
広島市東区戸坂惣田１丁目４番８―301号
債務者　小宮山正治郎
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第７号**
愛媛県四国中央市中曽根町1694番地の２
債務者　青木　孝敏
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２４年（フ）第１０号**
愛媛県新居浜市久保田町３丁目５番25号、前住所愛媛県新居浜市中須賀町１丁目５番13号
債務者　日野　正弘
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２４年（フ）第１９号**
愛媛県西条市新市666番地１
債務者　佐伯　晃一
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２４年（フ）第５号**
宮崎県日南市大字益安2786番地１
債務者　前田　英行
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

**平成２４年（フ）第１０号**
宮崎県日南市大字平野1673番地　松原第１アパート１号
債務者　小林　　瞳
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

**平成２４年（フ）第２０号**
宮崎県小林市北西方836番地２
債務者　安冨　重秀
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２４年（フ）第２１号**
宮崎県小林市北西方836番地２
債務者　安冨　千草
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２４年（フ）第３１号**
宮崎県延岡市大峡町7925番地５
債務者　川野　美紀（旧姓河内）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２４年（フ）第３７号**
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町８番３号　内山アパート201号
債務者　原崎　幸雄
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第７０号**
鹿児島県鹿児島市西陵３丁目33番10号　南州荘102号
債務者　二木　　徹
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第８号**
鹿児島県姶良市西餅田874番地３
債務者　東　　章二
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係